

令和4年度（2022年度）熊本県関係人口創出支援等補助金交付
要項

（趣旨）

第1条 知事は、地域の課題解決や将来的な移住定住につなげるために市町村が行う関係人口創出・拡大に資する取組みや移住体験ツアー等への支援を行うことを目的として、予算の範囲内で関係人口創出支援等補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において、「関係人口」とは、地域や地域の人々と多様に関わる者のうち、当該市町村に居住する「定住人口」及び観光に来る「交流人口」を除く者をいう。

（補助対象事業、事業実施者、補助率及び上限額等）

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助事業の実施者（以下「事業実施者」という。）、補助率及び補助金の上限額等は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の補助事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- （1）国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- （2）事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。
- （3）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- （4）個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- （5）地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象経費は、補助事業に要する経費のうち第2項に定める補助対象外経費を除いたものとする。

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- （1）団体の組織や施設の運営に要する経費
- （2）飲食に要する経費
- （3）出資、出捐、貸付に要する経費
- （4）その他知事が不相当と認める経費

- 3 補助事業に入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。ただし、知事が当該事業収入の全部又は一部を控除する必要がないと認める場合にあってはこの限りではない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助事業ごとに算出した補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、補助事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の募集)

第6条 補助事業の募集期間は、別に定める期間とする。ただし、予算の範囲内で追加の募集を行う場合がある。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業計画書(別記第1号様式)を募集期間内に提出するものとする。

- 2 事業計画書の提出に当たっては、次に定める関係書類を添付するものとする。

- (1) 【1号の2】事業計画書
- (2) 【1号の3】事業スケジュール
- (3) 【1号の4】収支予算書
- (4) 収入について金額を確認ができる書類
(注) 助成金等の収入が見込まれる場合
- (5) その他知事が必要と認める書類

(事業計画書の審査)

第8条 知事は、提出された事業計画書の内容が適当であると認める場合は、事業実施者に対し補助金内示通知書(別記第2号様式)により内示を行う。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、内示通知書の受領後、速やかに交付申請書(別記第3号様式)を提出するものとする。

- 2 補助金の交付申請に当たっては、次に定める関係書類を添付するものとする。

- (1) 【1号の2】事業計画書
- (2) 【1号の3】事業スケジュール
- (3) 【1号の4】収支予算書
- (4) 収入について金額を確認できる書類

- (注) 助成金等の収入が見込まれる場合
(5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の主要部分の変更
 - (2) 補助対象経費の30%を超える変更
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、次に定める関係書類を添付するものとする。
- (1) 【5号の2】事業変更計画書
 - (2) 【5号の3】変更後事業スケジュール
 - (3) 【5号の4】変更後収支予算書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第11条の規定により知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書(別記第8号様式)により、事業実施者に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書(別記第9号様式)を提出しなければならない。

- 2 実績報告書の提出に当たっては、次に定める関係書類を添付するものとする。
- (1) 【9号の2】事業実施内容報告書
 - (2) 【9号の3】収支精算書

- (3) 証拠書類（領収証等の写し）
 - (4) 事業の遂行を確認できる写真
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、令和5年（2023年）2月28日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

（補助金の交付額の確定）

第15条 規則第14条の規定による補助金の交付額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第16条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第11号様式）を提出しなければならない。

（証拠書類の保管）

第17条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

（雑則）

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別記第1号様式	事業計画書鑑
別記第1号の2様式	事業計画書
別記第1号の3様式	事業スケジュール
別記第1号の4様式	収支予算書
別記第2号様式	内示通知書
別記第3号様式	交付申請書
別記第4号様式	交付決定通知書
別記第5号様式	変更申請書
別記第5号の2様式	事業変更計画書
別記第5号の3様式	変更後事業スケジュール
別記第5号の4様式	変更後収支予算書
別記第6号様式	変更交付決定通知書
別記第7号様式	変更承認通知書
別記第8号様式	実施状況報告書

別記第 9 号様式	実績報告書
別記第 9 号の 2 様式	事業実施内容報告書
別記第 9 号の 3 様式	収支精算書
別記第 1 0 号様式	交付確定通知書
別記第 1 1 号様式	交付請求書

(別表 1) 補助対象事業、事業実施者、補助率及び上限額等

(交付要項第 3 条関係)

番号	補助対象事業	概要	事業実施者	補助率	補助対象事業費	補助上限額
①	移住体験ツアー	市町村が行う移住希望者のニーズに合わせた移住体験ツアーに要する経費を補助（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインでの実施も可） ＜対象経費の例＞ 旅行会社への委託料、交流会等に要する経費、イベント保険料等	市町村	1/2以内	1,000千円	500千円
②	その他関係人口創出・拡大にかかわる取組み	市町村が実施する関係人口に関する取組みのうち、地域の特性や優位性を活かした取組みに要する経費を補助 (人口減少地域※において行う取組みについては補助率を3/4とする。)	市町村	1/2以内 ※ (3/4以内)	2,000千円	1,000千円 ※ (1,500千円)

※ () 内は人口減少地域において行う取組みの場合

※令和 2 年国勢調査における5年間の人口増減率が、熊本県全体の人口減少率-2.68%の 2 倍である-5.36%を超える以下の市町村とする。

球磨村、南阿蘇村、五木村、芦北町、山都町、美里町、上天草市、湯前町、津奈木町、水上村、相良村、産山村、高森町、天草市、和水町、小国町、南関町、人吉市、苓北町、阿蘇市、氷川町、南小国町、多良木町、水俣市、山鹿市、西原村、甲佐町、あさぎり町、御船町、山江村